

第3章 重要水防箇所

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。

水防管理者等は、重要水防箇所（第1章第2節（用語の定義）（17）参照）を中心として随時区域内の河川等の巡視を行うとともに、特に出水期前及び洪水経過後においては、河川管理者と合同で巡視を行い、重要水防箇所等の実態を把握しておくものとする。

本町の区域内における国土交通省管理河川及び道管理河川の重要水防箇所は、「別表1 重要水防箇所」のとおりである。